

令和6年度玉城町国民健康保険
特定健康診査受診率向上対策事業
委託業務仕様書

令和6年3月

玉城町

業務仕様書

1. 業務名

令和6年度玉城町国民健康保険特定健康診査受診率向上対策事業委託業務

2. 業務の目的

玉城町の令和4年度の特定健康診査の受診率は51.6%であり、国が設定する令和5年度に全保険者の受診率60%という目標値との乖離は大きい。このため本計画を実現するためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健康診査の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に受診率の向上につなげていくことを目的とする。

3. 業務委託期間

委託契約締結日から令和7年3月25日まで(予定)

4. 業務内容

①玉城町が行う業務

関係データ等の提供

- (1) 玉城町は委託業務に使用するため、健診結果データ等(別紙1-1「玉城町が受注者に提供するデータ等」)を受注者に提供する。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、玉城町から受注者へ LGWAN(総合行政ネットワーク)を通じて提供するものとする。
- (3) (2)の運用ができない場合は、受注者が指定する追跡可能な配送サービス(レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等)またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により玉城町受注者間でデータの授受を行う。
- (4) (2)、(3)とも運用ができない場合は、玉城町受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

②受注者が行う業務

(1) データ分析業務

受注者は前項により玉城町が提供するデータ等について、機械学習の機能を有し独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

玉城町から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値(受診確率)を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを分析

- し、対象者の特徴別に分類する。
- エ 受診勧奨対象者の決定業務
健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する玉城町の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。
- オ 統計情報の利用
玉城町から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を受注者の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)する。
- カ 個人情報 の 廃棄等
受注者は、この契約による業務を処理するために玉城町から引き渡された個人情報(受注者が自ら収集した個人情報を除く。)が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄(第三者へ廃棄を委託する場合を含む。)する。ただし、受注者は、玉城町からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、玉城町が廃棄を指示した場合、受注者は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

(2) 通知による受診勧奨業務

受注者は(1)に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

- ア 対象者
分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、玉城町 が合意した者
- イ 通知物の内容
通知物(受診勧奨用資材)については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、インタビュー調査をもとに勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したもので、受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用する。(注:ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。)
- ウ 通知物の印刷
玉城町が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。
- エ 通知物の宛名印字
宛名印字に関しては玉城町の意向により漢字又はカナ印字にて行う。受注者の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、玉城町が提供する情報に全て反映され

- ているものとする。
- オ 通知物の校正
通知物の印刷内容に関して、玉城町に事前に校正の確認を行う。受注者は、玉城町の要望により修正を実施するが、その回数は最大3回とする。
- カ 受診勧奨対象者の最終決定
既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに玉城町が受注者へ提供する。
- キ サンプル納品
通知物発送後速やかに、玉城町に対し各10部のサンプルを納品する。玉城町が追加でサンプルを必要とする場合は、受注者が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(4) 報告及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の報告等を行う。

ア 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を玉城町に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、玉城町から受注者へ直接提供する。報告書に記載する結果は、受診勧奨における介入研究で論文を公表している自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)による示唆を踏まえたものとする。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、玉城町に提案を行う。

イ その他必要とされる業務

玉城町の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、玉城町との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、玉城町及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

5. 玉城町・受注者が行う業務

- (1) 委託業務の開始に当たり、玉城町・受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
- (2) 打合せ場所や日時、方法については、玉城町及び受注者が協議の上で決定する。

6. その他の特記事項

- (1) 受注者は国民健康保険連合会からの委託による受診率向上事業実施の実績を有するものとする。

- (2) 受注者は自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を玉城町に提示するものとする。
- (3) 受注者は玉城町が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (4) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。
- (5) 委託業務により生じた成果物(通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。)に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、玉城町は、本契約の期間中、玉城町受注者協議のうえ、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で 사용할ことができる。また、玉城町は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を得るものとする。
- (6) その他、業務仕様書に定めのない事項については、玉城町及び受注者が協議して定める。